

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

斜里町立斜里小学校 令和3年（2021年）年2月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨や法を踏まえた学校の取組を保護者に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について いじめの定義は法第2条に次のとおり定められています。

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている



それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。そして、その画像は友達の中のSNSを通じて拡散された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像のことを考えると、とても苦痛だ。



仲の良い友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、いじめとして認知し、解消に向けた対応が必要です。

いじめの対応について

- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめが「解消している」状態とは、次の要件が満たされている必要があります。
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3カ月を目安）。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。なお、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します（いじめの解消の判断は、斜里小学校いじめ防止対策委員会を活用し、専門家などを含めて判断します）。
- ・被害と加害の関係が比較的短期間で入れ替わることがあることを踏まえて、対応する必要があります。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校では、「斜里小学校いじめ防止基本方針」を策定し、「斜里小学校いじめ防止対策委員会」を設置しています。

| | |
|------------------------------------|--|
| 斜里小学校 いじめ防止基本 方針の概要 | <p>○学校は、児童のささいな変化・兆候にも注意し、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努めなければならない。</p> <p>○家庭は、児童にとって温かい愛情に包まれた場所として、心のよりどころであるとともに、児童の教育に関して第一義的責任を有している。</p> <p>○地域は、児童がいじめを受けていると感じた場合などには、学校や保護者、関係機関等関係団体に相談や連絡をするなどして、児童の抱える問題の解決に努めることが望まれる。</p> |
|------------------------------------|--|

| | |
|---|--|
| 斜里小学校 いじめ防止対策 委員会の 役割や活動 | <p>●構成メンバー 校長、教頭、該当担任、教務部代表、生活部代表、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、PTA役員（必要に応じて出席を要請）</p> <p>●役割や活動 ・児童の実態交流（6月・10月） ・いじめの早期発見・対応についての協議 ・いじめ対処プランの作成、対応策の検討</p> |
|---|--|

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめ等に関する相談がある場合には、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

斜里小学校のいじめ防止対策委員会担当の代表は、教頭です。

連絡先0152-23-3217（学校代表電話）

Q1 いじめかどうか迷った場合に、保護者はどのようにしたらよいですか？

A1 いじめの定義を踏まえて、「疑わしい」と思った段階で、学校の相談窓口で遠慮なく相談してください。学校では、相談のあった保護者や児童生徒からお話をうかがい、対応します。

Q2 「いじめの解消」はどのように判断するのでしょうか。心身の苦痛がなくなるケースもあるのではないのでしょうか？

A2 「斜里小学校いじめ防止対策委員会」等の判断により、いじめを受けていた児童生徒が「心身の苦痛を感じていない」ことの判断については、本人及び保護者と面談等で確認し、専門家も交えて判断します。

北海道教育委員会でも相談窓口を設置しています

| 相談窓口 | 電話番号 | 相談時間等 |
|---------------------|--|--------------------------------|
| 北海道子ども相談支援センター（電 話） | 0120-3882-56 | 毎日 24 時間 |
| （メー ル） | doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp | |
| 北海道立特別支援教育センター（電 話） | 011-612-5030 | 祝日・年末年始を除く平日 9～12 時 12～17 時 |
| （メー ル） | tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp | |
| オホーツク教育局教育相談電話（電 話） | 0152-44-7262 | |



子ども相談支援センターイメージキャラクター

道教委のホームページで、道のいじめに関する条例や基本方針の内容、いじめの調査結果などを確認できます。

学校教育局生徒指導・学校安全課

<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/index.htm>